破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５９号
北海道夕張市南清水沢４丁目86番地６
債務者　石川　達人
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第９７号
北海道伊達市網代町52番地２　ハイツあじろD
債務者　鈴木　辰也
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第５地割48番地10
債務者　澤尻　恵司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２９号
岩手県久慈市小久慈町第12地割１番地16
債務者　遠川　秀樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第６６号
福島県会津若松市対馬館町１番４号　県営住宅対馬館団地４棟12号、前住所福島県会津若松市河東町南高野字高塚154番地
債務者　野村　修司
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１３６８号
名古屋市西区城北町３丁目104番地　第一いな荘２―205号
債務者　武士原　誠
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２０号
愛知県犬山市大字羽黒字川原口60番地４
債務者　山﨑　　博
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３８号
山口県下関市彦島西山町２丁目２番42号
債務者　佐間田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
香川県高松市屋島西町2283番地11　ニュー屋島101号
債務者　中村　利一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３７３号
福岡市博多区山王１丁目３番15号
債務者　羽野　和美
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７４号
福岡市西区拾六町４丁目55番３号
債務者　藤山　真信
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７５号
福岡市西区拾六町４丁目55番３号
債務者　藤山　孝子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３８号
福岡県春日市塚原台３丁目20番地３
債務者　内山　勝之
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３９号
福岡県春日市塚原台３丁目20番地３
債務者　内山サダ子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５０号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘１番15号　セジュールビュー105号
債務者　山頭　武志
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５２号
福岡市東区塩浜１丁目10番12―202号
債務者　田代　英二
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５３号
福岡市東区塩浜１丁目10番12―202号
債務者　田代　　瞳
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部